

# 共愛学園前橋国際大学短期大学部学則

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この学則は、学校法人共愛学園 共愛学園前橋国際大学短期大学部（以下「本学」という。）の教育・研究に係わる必要な事項を定めることを目的とする。

(所在地)

第2条 本学は、群馬県前橋市昭和町三丁目7番27号に置く。

(建学の精神等)

第3条 本学は、教育基本法・学校教育法の定めるところに従い、キリスト教主義と「進取」の精神に基づき、人格を涵養し、自ら考え、切り拓いていく知恵と力を持ち、「共愛・共生」の精神を実践できる人材を育てることを目的とする。

2 本学が設置する学科は、生活学科とし、学科内にこども学専攻及び栄養専攻を置き、それぞれの教育の目的は、次のとおりとする。

一 生活学科は、人間生活の根源である食について共通な課題として学び、将来かかわる人々が自ら安全な食と健康な食生活に関心を持って暮らせるようリードするための知見や方法の修得を基盤にすえて、生活学に関する職業及び実生活における実際的な専門教育を重視し、高度化、複雑化し、急速に変化する社会に対応できる人材の育成を目的とする。

二 こども学専攻は、教育、食、福祉について総合的な知識、技術、実践力を身に付けた保育者の育成を目的とする。

三 栄養専攻は、栄養、健康、食生活について総合的な知識、技術を学び、多様化した食環境に対応できる人材として、地域社会の食と健康に貢献できる栄養士の育成を目的とする。

(教育の目的達成と評価)

第4条 本学は、教育及び研究の水準向上を図り、教育の目的達成を図るとともに、教育及び研究の機関としての成果を広く地域社会に還元し、短期大学としての社会的使命の達成に力をそそぐものとする。

2 本学は、前項の教育及び研究の活動状況について、毎年度、自ら点検及び評価を行い、結果を公表するとともに、この点検及び評価に対する外部からの意見を本学の教育及び研究の改善に役立てるものとする。

3 本学は、教育及び研究の成果を総合的に判断するため、学校教育法施行令第40条で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。

4 本学は、第2項の点検及び評価を、前項の機関が定める項目の設定に基づいて行うものとする。

5 本学における前項の点検及び実施の体制は、自己点検評価委員会を核として、全教職員

で取り組むものとする。

(教育の改善)

第5条 教育の目的達成に向けて、教員は、教育の内容及び方法の改善を図るため、常に研究と修養に努めるとともに、自らの資質開発に取り組むものとし、事務職員は、業務内容・方法の改善、職務能力、管理運営能力、研究支援能力の充実・向上のため、常に研修と修養に努めるとともに、自らの資質開発に取り組むものとする。

2 本学は、前項の改善や資質開発を推進するため、ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会及びスタッフ・ディベロップメント(SD)委員会を設置し、これを核として、また、これらが相互に連携・協力して、若しくは一体となって全教職員で取り組むものとする。

## 第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

第6条 本学において設置する学科(専攻課程)及びその学生定員は、次のとおりとする。

| 学科(専攻課程) | 入学定員       | 収容定員       |
|----------|------------|------------|
| 生活学科     | 100人(2クラス) | 200人(4クラス) |
| こども学専攻   | 50人(1クラス)  | 100人(2クラス) |
| 栄養専攻     | 50人(1クラス)  | 100人(2クラス) |

(修業年限及び在学年限)

第7条 本学の修業年限は、2年とする。

2 学生は、4年を超えて在学することはできない。ただし、病気のため、止むを得ないと学長が認めるときは、1年に限り、在学年限に加えることができる。

## 第3章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第8条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学 期)

第9条 学期は、二期制とし、次のように分けるものとする。

|    |                  |
|----|------------------|
| 前期 | 4月1日から9月30日まで    |
| 後期 | 10月1日から翌年3月31日まで |

(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

- 一 土曜日・日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- 三 学園の創立記念祝日(10月29日)
- 四 学園の創立記念日(2月29日)
- 五 学年始休業日(4月1日から4月2日まで)
- 六 夏期休業日(8月13日から9月14日まで)

- 七 冬期休業日 (12月25日から翌年1月7日まで)
- 八 学年末休業日 (3月21日から3月31日まで)
- 2 学長は、必要と認める場合、休業日を授業日に変更することがある。
- 3 学長は、必要と認める場合、授業日を休業日に変更することがある。
- 4 本学は、第1項及び第3項の休業日に資格取得のための学外実習を行うことがある。

## 第4章 入学、退学及び休学

### (入学の時期)

第11条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学期の区分に従い入学を認めることがある。

### (入学資格)

第12条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- 八 本学において個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

### (入学の出願)

第13条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。ただし、入学検定料の納入については、本学が別途指示した方法によるものとする。

- 2 前項の提出すべき書類、提出の時期及び方法その他の事項については、別に定める。

### (入学者の選考)

第14条 学長は、前条の入学志願者に対して、別に定めるところにより、選考を行い、合格又は不合格を決定し、その旨を通知する。

### (入学手続及び入学許可)

第15条 前条の選考により合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他本学所定の書類及び入学金その他の納付金を添えて提出しなければならない。ただし、入学金その他の納付金の納入については、本学が別途指示した方法によるものとする。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に対して入学を許可する。
- 3 学長は、正当な理由がなく第1項に規定する手続をしない者については、入学の許可を取り消すことがある。

(編入学、転入学、再入学、専攻の変更等)

第16条 本学に編入学、転入学、再入学又は本学の学生で専攻の変更(以下「編入学等」という。)を志願する者があるときは、審査の上、教授会の意見を参考にして、学長が相当学年への入学を許可することがある。

- 2 編入学等を志願する者に関する出願、選考方法、入学手続等については、前三条を準用する。
- 3 前項の規定により編入学等を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、教授会の意見を参考にして、学長が決定する。

(退学)

第17条 退学しようとする者は、退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

(休学)

第18条 疾病その他やむを得ない事情により、引き続き2か月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 病気のため、修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることがある。

(休学期間)

第19条 休学の期間は、1年を超えることはできない。ただし、特別の事由ある場合は、更に1年まで延長を許可することがある。

- 2 休学の期間は、原則として、通算して2年を超えることができないものとする。
- 3 休学の期間は、第7条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第20条 休学の許可期間が満了した者又は休学期間中においてその理由が消滅した者は、復学願を提出し、学長の許可を得て、復学することができる。

(除籍)

第21条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍することができる。

- 一 第7条第2項に定める在学年数を超えた者
- 二 第19条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- 三 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 四 長期間にわたり行方不明の者

## 第5章 教育課程等

(教育課程の編成・実施)

第22条 教育課程は、学則第3条、学位授与の方針、教育課程編成の方針等を踏まえ、各専攻における資格取得に必要な専門教育科目と教養教育科目を、次の各号に掲げる事項を基盤にすえて編成する。

- 一 理論、実験、演習、実習の学修を通じて、知識や技能等の修得と深化を図るもの。
  - 二 専攻の特性に応じ、食育に関する理解と実践力の深化を図るもの。
  - 三 コミュニケーション力、課題解決力等の向上、伸長を図るもの。
  - 四 主体的な学修や活動を支援するとともに、これらの質的な向上を図るもの。
- 2 教員は、教育課程の実施において、前項及び次の各号に掲げる事項を踏まえた教育計画を策定し、教育活動を展開するものとする。
- 一 科目間の接続
  - 二 学外実習の重視
  - 三 社会人、職業人としての資質の醸成と向上  
(教職課程及び授業科目等)

第23条 教育課程は、別表第1の1及び第2の1のとおりとする。

- 2 前項に定めるもののほか、教育職員免許法施行規則に定める教職に関する専門教育科目を置く。

(授業の方法)

第24条 授業は、講義、演習、実験、実習又は実技のいずれかにより、若しくはこれらの併用により行うものとする。

(履修登録)

第25条 学生は、通年開講授業科目にあつては毎学年度の開講前に、各学期開講授業科目にあつては当該学期の開講前に、履修すべき授業科目を登録しなければならない。

- 2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業を履修し、又は単位を修得することはできない。

(授業期間)

第26条 1年間の授業を行う期間は、定期試験などを含め、35週にわたることを原則とする。

(単位の計算方法)

第27条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により計算するものとする。

- 一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間をもって1単位とする。
- 二 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15時間をもって1単位とする。
- 三 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間をもって1単位とする。
- 四 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、前三号の組み合わせに応じ、別に定める時間をもって1単位とする。
- 五 卒業研究、卒業制作等の授業科目については、学習の成果を評価し、所定の単位

を与えることができる。

(成績の評価基準)

第28条 試験等による成績の評価はS、A、B、C、Dの5段階とし、Dを不合格とする。

2 成績と評価基準は、次のとおりとする。

| 成績     | 評価 |
|--------|----|
| 100－95 | S  |
| 94－85  | A  |
| 84－70  | B  |
| 69－60  | C  |
| 59－0   | D  |

(卒業の要件)

第29条 学生は、本学を卒業するためには2年以上在学し、別表第1の1又は第2の1に定めるところにより、62単位以上を修得しなければならない。

(卒業)

第30条 学長は、教授会の意見を参考にして、前条の要件を満たした者の卒業を認定する。

2 学長は、前条の要件を満たした学生が年度の途中において卒業を申し出たとき、教授会の意見を参考にして卒業を認めることがある。

(学位の授与)

第31条 学長は、前条により卒業を認定した者であって、人間生活の根源である食について、生活学科共通の課題として学び、将来かかわる人々が自ら安全な食と健康な食生活に関心を持って暮らせるようにリードするための知見や方法を修得し、その成果を卒業研究として結実させたものに、教授会の意見を参考にして、短期大学士の学位を授与する。

(資格の取得)

第32条 本学において取得することができる資格及び免許状の種類は、次のとおりとする。

| 学科および専攻名 | 免許状の種類および資格      |
|----------|------------------|
| 生活学科     |                  |
| こども学専攻   | 保育士資格、幼稚園教諭二種免許状 |
| 栄養専攻     | 栄養士資格、栄養教諭二種免許状  |

2 保育士資格を取得しようとする者は、別表第1の2に定めるところにより、72単位以上を修得しなければならない。

3 幼稚園教諭二種免許状を取得しようとする者は、別表第1の3に定めるところにより、83単位以上を修得しなければならない。

4 保育士資格及び幼稚園教諭二種免許状を取得しようとする者は、別表第1の2及び別表第1の3に定めるところにより、93単位以上を修得しなければならない。

5 栄養士資格を取得しようとする者は、別表第2の2に定めるところにより、68単位以上を取得しなければならない。

6 栄養教諭二種免許状を取得しようとする者は、別表第2の2及び第2の3に定めるところにより、90単位以上を修得しなければならない。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第33条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の意見を参考にして、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が、外国の短期大学又は大学に留学し、修得した単位については、前項を準用して扱うものとする。

(他の短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第34条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う他の短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に認める学修を、教授会の意見を参考にして、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により修得したものとみなす単位数と合わせて、30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第35条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の意見を参考にして、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、教授会の意見を参考にして、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第33条第1項及び前条第1項の本学で修得したものとみなす単位数と合せて、30単位を超えないものとする。この場合において第33条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

## 第6章 入学検定料、入学金、授業料その他の費用

(入学検定料、入学金、授業料及びその他の費用)

第36条 入学検定料は3万円とする。

第37条 入学時に納付する入学金、学園維持費は次のとおりとする。

入学金 27万円

学園維持費 20万円

第38条 年間の授業料、設備整備費、実験実習費は次のとおりとする。

授業料 60万円

設備整備費 6万円

実験実習費 6万円

第39条 授業料については減免を認めることとし、別に「共愛学園前橋国際大学短期大学部授業料減免に関する規程」(以下「減免規程」という。)を定める。

第40条 授業料、設備整備費、実験実習費は2期に分けて納入することができる。

前期 36万円 納期 4月20日

後期 36万円 納期 10月20日

- 2 入学時授業料減免の対象となる者、又は2年次授業料減免の対象となる者は、減免規程に従って納付するものとする。
- 3 学生が申し出た特別な事情が認められた場合、授業料、設備整備費、実験実習費の延納または分納を認めることがある。
- 4 前項の延納または分納を希望する学生は、延納(分納)願書に添えて納入計画書を提出しなければならない。
- 5 延納または分納の期限は、前期と後期の各定期試験開始の前日までとする。
- 6 前期と後期の定期試験開始の前日までに各期分の授業料及び設備整備費、実験実習費が完納されていない者は定期試験全科目の受験を認めない。

(退学及び停学の場合の授業料)

第41条 学期の途中で退学し又は除籍された者の当該学期分の授業料は、徴収する。

- 2 停学期間中の授業料は、徴収する。

(休学の場合の授業料)

第42条 休学を許可され又は命ぜられた者の授業料は、休学した月の翌月分(月の初めの日から休学した場合は当該月分)から免除する。

(復学の場合の授業料)

第43条 復学した者の授業料は、復学した月から当該学期末分を、復学した月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第44条 学年の途中で卒業しようとする者の授業料は、卒業見込みの月までの分を納付しなければならない。

(納付した授業料等)

第45条 納付した入学検定料、入学金は、返付しない。

- 2 入学手続き時に納付した授業料、学園維持費、設備整備費、実験実習費は、入学後は返付しない。

(課程費の徴収)

第46条 こども学専攻の学生で次の各号に定める資格又は免許状を取得しようとする者は、課程費としてそれぞれ3万円を納入しなければならない。

- 一 保育士資格
- 二 幼稚園教諭二種免許状

- 2 栄養専攻の学生で次の各号に定める免許証又は免許状を取得しようとする者は、課程



費としてそれぞれ3万円を納入しなければならない。

- 一 栄養士免許証
- 二 栄養教諭二種免許状

## 第7章 教職員組織

(教職員組織)

第47条 本学に学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

## 第8章 教授会

(教授会)

第48条 本学に教授会を置く。

(教授会の構成)

第49条 教授会は、学長、副学長、参与、教授、准教授、講師、助教及び事務長をもって組織する。

2 学長は、必要に応じ、その他の職員を加えることができる。

(教授会の招集)

第50条 教授会は、学長が招集し、その議長となる。ただし、学長に事故あるときは、あらかじめ学長が指名した者が職務を代行する。

(教授会の開催)

第51条 教授会の開催は、原則として月1回とする。ただし、緊急を要する事項があるときはこの限りではない。

(その他の事項)

第52条 本章に定めるもののほか、教授会に関する必要な事項は別に定める。

## 第9章 科目等履修生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第53条 本学において特定の授業科目の履修を希望する者がいるときは、本学の教育に支障がない場合に限り、教授会の意見を参考にして、学長が、科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生には、第27条及び第28条の規定を準用し、単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関する事項は、別に定める

(外国人留学生)

第54条 外国人で短期大学等において教育を受ける目的を持って入国し、本学に入学を志願する者がいるときは、選考の上、教授会の意見を参考にして、学長が、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する事項は、別に定める。

## 第10章 賞罰

(表彰)

第55条 学長は、他の模範となる学生もしくは学生団体を、別に定める表彰規程によって、表彰することがある。

(懲戒)

第56条 学長は、教育上必要と認める学生に、別に定める懲戒規程によって、懲戒を加えることがある。

- 2 学長が当該学生に対する懲戒処分を早期に行う必要があると判断した場合は、その措置を行うことができる。
- 3 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 4 学長は、前項の措置について直近の教授会にその旨を報告するとともに、意見を求めることがある。
- 5 第3項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。
  - 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
  - 三 正当な理由がなくて出席常でない者
  - 四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

## 第11章 厚生施設

(学生寮)

第57条 本学に学生寮を置く。

- 2 学生寮に関する事項は、別に定める。

## 第12章 雑則

(その他)

第58条 この学則に定める以外の事項は、学長が理事長と協議の上、定める。

(改廃)

第59条 この学則の改廃は、教授会の議を経て、理事会が決定する。

附 則

- 一 本学則は2021 令和3年4月1日から施行する。
- 二 2020 年度以前に入学した学生は、旧教育課程を適用する。